

【ご注意ください】社名や住所変更等がある場合は企業登録の変更手続きが必要です

2021年8月17日

日本商工会議所

第一種特定原産地証明書発給システムには、企業の社名や住所、代表者名等をご登録いただき、社名や住所、代表者名等が変更となった場合は必ず【企業登録の変更が必要】となります。

特に、社名や住所を変更しているにもかかわらず発給システムの登録情報を変更していない場合、登記上の内容と異なる社名や住所で証明書が申請・発給されることとなり、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」第6条に基づき記載の誤りとして経済産業省への通知義務が発生いたします。社名や住所は登記上の変更日を起点として登記内容をあわせていただく必要がありますので、登記の変更が完了する前に企業登録の変更が必要となります。

恐れ入りますが、社名変更や住所移転がある場合は1か月前、合併・分割等がある場合は3か月前までに、必ず事前に日本商工会議所・国際部までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

(企業登録更新・変更に関する手続き方法)

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/kigyotoroku-system-sousasetsumeisho.pdf>

ご不明な点等がございましたら、以下の本件担当あてにご連絡ください。

なお、企業登録を変更する際にご提出いただく特定原産地証明書の企業登録申請書は、2020年8月3日より代表者印等の押印が不要となっていますので、あわせてご承知置きのほどどうぞよろしくお願いいたします。

・2020/8/3 【ご案内】企業登録の際に代表者印等の押印が不要となります

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20200803_shain.pdf

【本件担当】

日本商工会議所 国際部

E-mail: tokuteico@jcci.or.jp